学 術 指 導 契 約 書

　受託者　国立大学法人宇都宮大学（以下「甲」という。）と委託者　○○○○（以下「乙」という。）は，以下の契約項目表に掲げる学術指導（以下「本学術指導」という。） の実施に関し，次の各条によって学術指導契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（契約項目表）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1. 学術指導者   （所属・職名・氏名） |  | | |
| ２．学術指導題目 |  | | |
| ３．学術指導の目的  及び内容 |  | | |
| ４．学術指導期間 | 年　月　日　～　　　　年　月　日  全　　回・1回当り　　時間 | | |
| ５．学術指導実施場所 |  | | |
| ６．学術指導料  　　　（消費税額及び地方  消費税額を含む。） | 総　額 |  | 円 |
| うち直接経費 |  | 円 |
| うち間接経費 |  | 円 |
| ７．その他 |  | | |

**（定義）**

**第１条**　本契約において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号の定めるところによる。

　一　「学術指導」とは，甲に属する者が，乙における事業又は活動の支援を目的として，その教育，研究又は技術上の専門知識に基づき，乙に対して行う指導及び助言をいう。

　二　「学術指導者」とは，甲に属し，学術指導に従事する者であって，契約項目表第１項に記載する者をいう。

**（学術指導の実施）**

**第２条**　甲は，契約項目表記載の学術指導を乙の委託により実施するものとする。

２　前項の規定にかかわらず，甲が必要と認めるときは，乙の事業場その他乙の指定する場所において本学術指導を実施することができる。ただし，この場合における学術指導者の移動に伴う旅費その他の必要経費は，すべて乙が負担するものとする。

**（学術指導料）**

**第３条**　乙は，契約項目表第６項記載の学術指導料を甲の発行する請求書により，当該請求書発行日の属する月の翌月末日までに納付しなければならない。

２　乙は前項の期日までに納付しないときは，その翌日から納付の日までの日数に応じ，その未納額に年３％の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

３　原則として，既納の学術指導料は返還しない。ただし，甲が，自己の責めに帰すべき事由により，学術指導の全部又は一部を提供することができなかったときはこの限りでない。

**（学術指導の中止又は契約内容の変更）**

**第４条**天災その他の不可抗力，又は遂行上やむを得ない事由があるときは，甲乙協議の上，本学術指導の中止又は学術指導期間の延長その他の変更をすることができる。この場合において，甲又は乙はその責を負わないものとする。

**（知的財産権の取扱い）**

**第５条**　本学術指導の過程において，又は本学術指導の結果として発明等の知的財産が生じた場合には，甲乙協議の上，本契約の有効期間満了後６か月が経過するまでの間に，その取扱いについて決定するものとする。

**（秘密の保持）**

**第６条**　甲及び乙は，本学術指導に関し，相手方から提供された相手方の技術上及び営業上の情報（秘密である旨を表示した書類等の有体物とする。以下「秘密情報」という。）については，本契約の有効期間中及びその満了後原則３年間は，相手方の書面による事前の承諾なしに，これを第三者に開示し，又は漏洩してはならない。ただし，公知の情報及び自らが保有していた情報を除く。

**（学術指導による情報の取扱い）**

**第７条**　甲及び乙は，本学術指導の過程で，又は本学術指導の結果として得た情報又は成果を，自己の目的に使用することができる。ただし，第５条に従って取扱いが協議決定された知的財産についてはその決定に従うこと，及び秘密情報については前条の取決めに従うことを条件とする。

２　前項の規定は，甲及び乙が本学術指導と関係なく独自に所有する特許等知的財産権についての使用許諾を意味しない。

**（免責）**

**第８条**　甲は，本学術指導の特定目的への適合性，製品の製造・販売，サービスの提供等乙の事業活動に対する有用性について保証せず，乙の事業活動等について一切責任を負わない。

**（契約の有効期間）**

**第９条**　本契約の有効期間は，契約項目表第４項記載の期間とする。ただし，甲乙協議の上これを延長又は短縮することができる。

**（契約終了後の効力）**

**第10条**　本契約の失効後も，第５条から第８条まで及び第12条の規定は， 当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

**（協議）**

**第11条**　本契約に定めのない事項について，これを定める必要があるときは，甲乙協議の上定めるものとする。

**（裁判管轄）**

**第12条**　本契約に関する訴えは，知的財産権に関するものは東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とし，その他のものは宇都宮地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

　本契約の締結を証するため，契約書２通を作成し，甲，乙それぞれ１通を保管するものとする。

　令和○年○月○日（締結日）

　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）　栃木県宇都宮市峰町３５０

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人宇都宮大学

　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　分任契約担当役

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学術研究部長　○○　○○　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職名・氏名　　印